別記様式第34　　加圧防排煙設備（その３）

起動装置	排煙口の手動起動装置	手動操作箱	周囲の状況				
			外形				
			表示				
		ハンドル・レバー等					
	給気口の手動起動装置	手動操作箱	周囲の状況				
			外形				
			表示				
		ハンドル・レバー等					
	排煙口の自動起動装置						
耐震措置							
総合点検							
排煙機							
給気機							
電動機の運転電流				A			
運転状況							
回転羽根							
空気逃し口							
扉の開放状況							
可動壁							
備考							

測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
　　５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附　則

この告示は公布の日から施行する。

○消防庁告示第十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第二号）第三十一条の六第五項の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件（平成十六年消防庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十五日　　消防庁長官　河野　栄

第一号の表中「及び共同住宅用非常コンセント設備」を「、共同住宅用非常コンセント設備及び加圧防排煙設備」に改める。

第二号の表中「及び特定小規模施設用自動火災報知設備」を「、特定小規模施設用自動火災報知設備及び加圧防排煙設備」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年９月15日

九州地方整備局長　岡本　　博

１　処分をした年月日　平成21年８月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　千代田工業株式会社　森　　哲夫　熊本県熊本市尾ノ上２―18―３　国土交通大臣許可（般特―19）第4941号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年３月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年９月15日

九州地方整備局長　岡本　　博

１　処分をした年月日　平成21年８月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社吉行産業　吉行　道三　宮崎県西諸県郡野尻町大字三ヶ野山1297―３　国土交通大臣許可（般特―18）第19111号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年４月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年９月15日

九州地方整備局長　岡本　　博

１　処分をした年月日　平成21年８月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　平成水道建設株式会社　内倉　　薫　熊本県熊本市龍田町弓削752―23　国土交通大臣許可（般特―20）第20147号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、機械器具設置工事業及びさく井工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）